

(証券コード 3177)
(発送日) 2026年5月13日
(電子提供措置開始日) 2026年5月7日

株 主 各 位

愛媛県今治市八町西三丁目6番30号
株式会社 ありがとうサービス
代表取締役社長兼会長 井 本 雅 之

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



【当社ウェブサイト】 <https://www.arigatou-s.com/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース」「2026年」「IR資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3177/tei/ji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ありがとうサービス」又は「コード」に当社証券コード「3177」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年5月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月28日（木曜日）午後1時30分
2. 場 所 愛媛県今治市旭町二丁目3番地4
今治国際ホテル 2階真珠の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第27期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたご来場の記念品（お土産）は、取止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年3月1日～2026年2月28日）における我が国経済は、インバウンド需要の回復・拡大や企業の設備投資の堅調な推移を背景に、緩やかな回復基調を維持しました。

一方で、ロシアのウクライナ侵攻の長期化や中東での軍事的緊張など、複数の地政学的リスクが顕在化しました。これらはエネルギー価格の上昇や海上輸送の制約を通じて、原材料費及び物流費の上振れ要因となる可能性があり、当社グループのサプライチェーンや輸送網に影響を及ぼすリスクを含むことから、今後の業績見通しには高い不確実性が存在します。

このような環境の中、当社グループは、リユース事業では、新規出店を支える体制づくりと経年劣化した既存店の改修を行いました。また、フードサービス事業では、モスバーガー店舗の改装を2店舗行いました。

新規出店は、リユース事業で5月に1店舗（カンボジア王国プノンペン）、6月に2店舗（福岡県北九州市）、8月に1店舗（タイ王国バンコク）、10月に2店舗（宮城県延岡市）を新規出店しました。

一方、9月にフードサービス事業1店舗（愛媛県松山市）、地方創生事業2店舗（京都府大山崎町、愛媛県鬼北町）を閉店しました。

この結果、当社グループの店舗数はリユース事業114店舗、フードサービス事業24店舗、地方創生事業8施設、合計146店舗となりました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高11,398,039千円（前期比7.4%増）、営業利益944,134千円（同7.3%増）、経常利益1,033,547千円（同8.3%増）でした。また、親会社株主に帰属する当期純利益は492,806千円（同2.2%減）となりました。

セグメントごとの業績を示すと次のとおりであります。

【リユース事業】

ハードオフ事業・ブックオフ事業では、弊社の理念を基本にハードオフ本部・ブックオフ本部の基本方針を現場で行動に移し、店舗運営のスタンダードを実現できる人材育成に取り組み、九州地方における新規出店の準備を行いました。海外事業では、カンボジア王国プノンペンにて店舗移転及び新規出店、タイ王国バンコクにて新規出店に取り組みました。

この結果、売上高8,551,096千円（前期比9.0%増）、セグメント利益（営業利益）1,371,822千円（同2.9%増）となりました。

【フードサービス事業】

モスバーガー事業では、厨房機器の更新を行い、お客様のニーズに対応できるお店づくりに取り組みました。

トマト&オニオン、とり壺などの業態も堅調に推移しました。

この結果、売上高2,484,366千円（前期比1.9%増）、セグメント利益（営業利益）227,857千円（同29.6%増）となりました。

【地方創生事業】

原材料費・光熱費をはじめとした各種コストは上昇していますが、事業業態の現状分析を行い将来の成長が見込める分野と撤退する分野の選択を行い、収益性の改善に取り組みました。

この結果、売上高362,576千円（前期比10.5%増）、セグメント損失（営業損失）204,375千円（前期はセグメント損失（営業損失）213,284千円）となりましたが、経常損益では行政からの支援金38,385千円を含め、経常損失151,696千円（前期は経常損失158,602千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は555,775千円であります。その主なものは、新規店舗の出店、既存店舗の移転及び内外装のリニューアルであります。

(3) 資金調達状況

当社は、金融機関からの借入れにより220,000千円の資金調達を行いました。一方で、借入金を595,608千円返済しております。

(4) 対処すべき課題

外部環境に関する課題として、引き続き発生が懸念される大規模自然災害や新たな感染症リスクへの備えることと、国際的な紛争や地政学的リスクがサプライチェーンやエネルギー価格に与える影響を迅速に把握し、事業運営に反映できる体制の整備が求められています。

当社は、従業員一人ひとりが外部環境の変化を正しく理解し、適切に対応できるよう、人材育成の強化と社内コミュニケーションの質的向上を継続的に進めてまいります。組織としての判断力・対応力を高めることで、予測困難な環境下においても持続的な成長を実現できる企業基盤の確立を目指します。

【リユース事業】

福岡県内を中心に、当社の強みであるリアル店舗の出店を加速させます。その実現を可能にするリーダーの育成と、正しい売価ありきに基づく買い取り力の向上に努めます。

海外においてはカンボジア、タイに出店しており、それぞれの地域でお客様からご支持をいただいておりますが、今後は既存店の強化を図ります。

【フードサービス事業】

収益の中心であるモスバーガー事業のリアル店舗出店を行える体制をつくります。加えて新規出店を可能にする人的体制づくりに取り組みます。

また、第2の収益事業として、製造小売部門の複合型店舗への出店要請に応えられる体制づくりを進めます。

【地方創生事業】

鈍川温泉エリアのリーダー的役割をより確かなものとし、今治エリアにおける持続的で競争力のある観光資源としての地位を確立するため、行政及び地域の皆様との信頼関係をより一層強化していきます。

また、経営資源を将来性の高い事業へ重点的に投入し、地域の魅力向上と当社の成長の双方に資する事業へと育成させていきます。

【経営全般】

店舗開発力の一層の強化と、人材の確保・育成を着実に進められる環境づくりを推進していきます。加えて、将来の事業継続性を高めるため、次世代経営陣の計画的な育成を進めるとともに、バックオフィス業務のデジタル化を継続的に推進します。子会社を含めたガバナンスの向上を図るため、バックオフィスの体制強化に取り組みます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第24期 2023年2月期	第25期 2024年2月期	第26期 2025年2月期	第27期 (当連結会計年度) 2026年2月期
売上高(千円)	9,185,521	9,730,666	10,608,307	11,398,039
経常利益(千円)	712,637	825,866	953,963	1,033,547
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	295,618	358,929	503,862	492,806
1株当たり当期純利益(円)	320.16	388.78	545.82	533.84
総資産(千円)	4,914,780	5,419,953	6,223,900	6,589,349
純資産(千円)	2,390,134	2,744,419	3,271,806	3,789,955
1株当たり純資産額(円)	2,588.76	2,972.94	3,544.25	4,105.54

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第24期 2023年2月期	第25期 2024年2月期	第26期 2025年2月期	第27期 (当事業年度) 2026年2月期
売上高(千円)	8,526,599	8,956,730	9,600,303	10,148,234
経常利益(千円)	625,539	600,028	700,908	708,550
当期純利益(千円)	213,157	259,882	375,326	330,768
1株当たり当期純利益(円)	230.86	281.50	406.58	358.31
総資産(千円)	4,747,628	5,052,282	5,559,149	5,598,214
純資産(千円)	2,277,639	2,436,071	2,698,056	2,920,628
1株当たり純資産額(円)	2,466.92	2,638.92	2,922.71	3,163.83

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
MOTTAINAI WORLD CO., LTD.	2, 200, 000千リエル	100.0%	リユース事業の展開
MOTTAINAI WORLD (THAILAND) CO., LTD.	4, 000千タイバーツ	49.0%	リユース事業の展開

(注) MOTTAINAI WORLD (THAILAND) CO., LTD. に対する議決権比率は50%以下であります。実質的に同社の意思決定機関を支配しているため、子会社としております。

(7) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

フランチャイズシステムによるリユース事業及びフードサービス事業の展開
オリジナル業態のフードサービス事業の開発及び展開
温浴宿泊施設の運営及び生産物販売の展開

① リユース事業

オーディオ・楽器・パソコンリユース「ハードオフ」
家具・雑貨・衣料リユース「オフハウス」
玩具・カード・雑貨リユース「ホビーオフ」
書籍リユース「ブックオフ」
総合リユース「MOTTAINAI WORLD ECO TOWN」

② フードサービス事業

(フランチャイズ業態)

ファーストフード「モスバーガー」
ファミリーレストラン「トマト&オニオン」
中華料理店「熱烈タンタン麺一番亭」

(オリジナル業態)

とんかつ専門店「かつれつ亭」
3世代対応和食店「馳走家とり壺」
自然食レストラン「ティア自然食堂」
惣菜・パン・洋菓子の販売「デリカ・スイーツ&ベーカリー」
コーヒーショップ「ターミナル」
洋菓子専門店「アトリエ tsumugi」「bake shop offrir」
クラフトビールの醸造販売「今治街中麦酒」

③ 地方創生事業

(温浴宿泊施設等)

「今治市鈍川せせらぎ交流館」

「ユートピア宇和（游の里温泉）」

「クアテルメ宝泉坊・宝泉坊ロッジ」

「西条市本谷温泉館」

「ネイチャーホテル・ナルカワ／高月温泉」

(生産物販売等)

「今治市玉川龍岡活性化センター」

「ほわいとファーム」

「ししの里せいよ」

(8) 主要な営業所（2026年2月28日現在）

① 本社 愛媛県今治市八町西三丁目6番30号

② 子会社

1. MOTTAINAI WORLD CO., LTD. （カンボジア王国プノンペン市）

2. MOTTAINAI WORLD (THAILAND) CO., LTD. （タイ王国バンコク市）

③ 店舗 所在地別の店舗数は以下のとおりであります。

所 在 地	リユース事業	フードサービス事業	地方創生事業	合 計
山 口 県	2	—	—	2
香 川 県	—	1	—	1
愛 媛 県	25	18	8	51
高 知 県	—	5	—	5
福 岡 県	26	—	—	26
佐 賀 県	5	—	—	5
熊 本 県	13	—	—	13
大 分 県	10	—	—	10
宮 崎 県	6	—	—	6
鹿 児 島 県	9	—	—	9
沖 縄 県	7	—	—	7
カンボジア王国 プノンペン市	7	—	—	7
タ イ 王 国 バ ン コ ク 市	4	—	—	4
合 計	114	24	8	146

(9) 従業員の状況（2026年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
318名	1名増

- (注) 1. 上記従業員数は、就業人員数であります。
2. 上記従業員数には、臨時従業員数（1,641名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
185名	6名減	41.1歳	10.4年

- (注) 1. 上記従業員数は、就業人員数であります。
2. 上記従業員数には、臨時従業員数（1,641名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額（2026年2月28日現在）

借 入 先	借 入 額 （ 千 円 ）
株 式 会 社 愛 媛 銀 行	248,845
株 式 会 社 中 国 銀 行	235,008
株 式 会 社 伊 予 銀 行	211,828
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	201,665
株 式 会 社 高 知 銀 行	136,323
株 式 会 社 香 川 銀 行	72,600

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年2月28日現在）

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 3,342,400株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 953,600株 |
| (3) 株主数 | 1,985名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) イ モ ト カ ン バ ニ ー	320,000株	34.66%
ありがとうサービス従業員持株会	51,786株	5.61%
吉 田 知 広	28,500株	3.09%
井 本 雅 之	24,600株	2.66%
若 杉 精 三 郎	20,500株	2.22%
G M O ク リ ッ ク 証 券 (株)	17,700株	1.92%
J P モ ル ガ ン 証 券 (株)	14,400株	1.56%
中 瀬 浩 一	11,869株	1.29%
桑 名 林	11,300株	1.22%
望 月 見 一	11,000株	1.19%

- (注) 1. 当社は、自己株式を30,468株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年2月28日現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
井 本 雅 之	代表取締役社長兼会長	
大 橋 和 也	常務取締役 フードサービス事業本部長	
立 花 玲	取締役 リユース事業部HR担当	
志 岐 雄 一	取締役 管理本部長	
長 野 正	取締役 ワールドサーキュレイト事業担当	MOTTAINAI WORLD CO., LTD. 代表取締役 MOTTAINAI WORLD (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役
田 中 庸 介	取締役	弁護士法人 田中法律事務所 代表社員
宮 本 昌 樹	取締役	(株)Kii company 代表取締役社長 (株)ONDOホールディングス 取締役副社長 (株)温泉道場 取締役副社長
富 田 実	常勤監査役	
仲 渡 雄 二	常勤監査役	
中 丁 卓 也	監査役	中丁公認会計士事務所 代表 アクア・アンド・カンパニー(株) 代表取締役パートナー かがやき監査法人 パートナー
沙々木 睦	監査役	大阪法律センター法律事務所 所属弁護士

- (注) 1. 取締役 田中 庸介氏及び宮本 昌樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 中丁 卓也氏及び沙々木 睦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 中丁 卓也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 沙々木 睦氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 田中 庸介、宮本 昌樹、監査役 中丁 卓也、沙々木 睦の4氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる訴訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	49,500 (4,800)	49,500 (4,800)	— (—)	— (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14,875 (4,800)	14,875 (4,800)	— (—)	— (—)	4 (2)
計 (うち社外役員)	64,375 (9,600)	64,375 (9,600)	— (—)	— (—)	11 (4)

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額8,875千円を含めております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与として、25,200千円を支給しております。
3. 当事業年度は、業績連動報酬等（賞与）を支給しておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年5月31日開催の第7回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年5月31日開催の第7回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬

等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬（固定報酬）＜金銭報酬＞に関する方針

当社の取締役及び監査役の役員報酬については、役員報酬規程にしたがって、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して適切な水準を定めることを基本方針としております。

b. 業績連動報酬等（賞与）＜金銭報酬＞に関する方針

当社の業績連動報酬（賞与）については、会社の営業成績に応じ、役員としての個々の業務執行状況の評価に対し決定しております。

c. 退職慰労金に関する方針

役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程にしたがって、役位別の最終報酬月額に役位ごとの在任期間（原則として非常勤期間を除く）と役位別係数を乗じて算出した金額の合計額としております。

d. 報酬等の割合に関する方針

報酬構成の比率は当社の事業特性を勘案し、企業価値の持続的かつ永続的向上に寄与するために最も適切な割合とすることを方針としております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

・基本報酬（固定報酬）＜金銭報酬＞

当社の基本報酬は、役員報酬規程にしたがって、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して決定し、固定の金銭報酬として支給します。

・業績連動報酬等（賞与）＜金銭報酬＞

当社の業績連動報酬（賞与）については、会社の営業成績に応じ、役員としての個々の業務執行状況の評価に対し決定し、一定の支給時期は定めておりませんが、金銭報酬として支給します。

・退職慰労金

当社の退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき算定し、取締役会決議

後、株主総会において承認された額を退任時に一時金として支給します。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	田 中 庸 介	当事業年度開催の取締役会全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき、取締役会では毎回、経営全般への助言を積極的に行い、社外取締役求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取 締 役	宮 本 昌 樹	当事業年度開催の取締役会全てに出席いたしました。温泉・宿泊業における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では毎回、当社の地方創生事業への助言を積極的に行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
監 査 役	中 丁 卓 也	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	沙々木 睦	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	28,800千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計金額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合において、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等

(1) 内部統制システム構築における基本方針

当社は、会社法第362条第4項第6号に定める株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、「内部統制システム構築における基本方針」を2015年6月12日開催の取締役会にて一部改定することを決議いたしております。その概要は、下記のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社に係る各種の法令及び定款その他の社内規則・規程を遵守することを目的として、「コンプライアンス規程」及び「行動規範」を策定し、取締役並びに使用人に周知する。取締役は他の取締役の職務執行も把握し、各組織の管理者及び責任者の下、経営方針に基づく使用人の業務執行を推進すると共に相互牽制を行う。監査役及び内部監査部門は内部監査を通じて、取締役及び使用人の職務執行状況の監査を行い、コンプライアンス体制を確保する。

また、「内部通報制度運用規程」に基づき、不正行為等に関する通報又は相談等に対応するため社内及び社外に通報受付窓口を設けると共に、その通報等を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録その他の取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む文書については、法令の保存年限を厳守するほか、その他の文書についても各部門において一定の基準を設け保存する。情報管理については、「IT統制規程」及び「情報セキュリティ基本方針」を策定し、情報システムの保全及び情報セキュリティ体制を確立する。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

損失の危機管理については、各業務部門において社内規程・マニュアル等により、役割分担を明確にして自律的に業務を遂行する組織体制とする。また、「危機管理規程」を策定し、業務執行の責任者が内在するリスクを把握・分析・評価した上で、「危機管理委員会」において適切な対策を実施すると共に会社のリスクの総括的な管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の業務執行責任者については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を策定し、効果的な業務執行を行い得る体制とする。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は職務遂行上の必要性から、監査役から使用人を置くことを求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲で配置することとする。また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性と実効性を確保すると共に、他部門業務と兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
取締役及び使用人は監査役に対して定期的に職務執行の状況について報告を行い、特に会社の重要事項については、その都度報告をする体制とする。
- ⑦ 監査役は職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について当社に対して費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上必要な情報を入手すると共に適切な意思疎通を図る。また、監査役は、内部監査部門とも適宜情報交換を行い、必要に応じて内部監査部門に調査を求めるものとする。

(2) 財務報告基本方針

当社は、適正な財務情報を開示し、透明かつ健全な企業経営を実践するために、「財務報告基本方針」を2015年6月12日開催の取締役会にて一部改定することを決議いたしております。その概要は、下記のとおりであります。

- ① 一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠し作成した財務報告を適時に開示することにより、情報開示の透明性及び公平性を確保する。
- ② 財務報告を所管する部署の会計・財務に関する専門性を維持・向上させるための施策を実行する。
- ③ 全役職員は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備及び運用に努める。
- ④ 内部監査部門は、内部統制の状況や業務プロセス等を監視・検証し、必要に応じて改善策を取締役会に報告する。

(3) 反社会的勢力との関係遮断の基本方針

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断するために、「反社会的勢力との関係遮断の基本方針」を2010年1月15日開催の取締役会にて決議し、下記の内容の体制整備を規定いたしております。

- ① 反社会的勢力対応部署の設置
- ② 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立
- ③ 外部専門機関との連携体制の確立
- ④ 反社会的勢力対応マニュアルの策定
- ⑤ 暴力団排除条項の導入
- ⑥ その他、反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

(4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度において、取締役会を13回開催し、当社における経営課題の把握と対応方針について討議し、業務の適正の確保に努めました。監査役、内部監査室及び会計監査人は、適宜情報交換を行っており、内部統制システム全般のモニタリング他、内部監査計画に基づき内部監査を実施することで、改善を進めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

当社は、業績の更なる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しております。また、積極的なIR活動を推進することにより、当社の経営方針・戦略・業績等を市場にタイムリーに伝えるよう努めてまいります。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

【資産の部】		【負債の部】	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,389,710	流動負債	1,125,510
現金及び預金	1,780,085	買掛金	56,858
売掛金	149,005	1年内返済予定の長期借入金	286,947
商品	1,274,928	リース債務	82,890
その他	187,574	未払金	130,362
貸倒引当金	△ 1,883	未払費用	170,097
固定資産	3,199,638	未払法人税等	181,914
有形固定資産	1,839,121	未払消費税等	117,651
建物及び構築物	1,129,943	契約負債	13,912
機械装置及び運搬具	9,603	その他	84,876
工具、器具及び備品	169,181	固定負債	1,673,883
土地	292,037	長期借入金	819,322
リース資産	154,260	リース債務	152,824
建設仮勘定	84,094	退職給付に係る負債	38,110
無形固定資産	21,732	役員退職慰労引当金	115,312
投資その他の資産	1,338,785	関係会社事業損失引当金	1,000
投資有価証券	224,700	資産除去債務	497,824
関係会社株式	1,893	その他	49,489
長期貸付金	54,235	負債合計	2,799,394
投資不動産	242,404	【純資産の部】	
差入保証金	530,312	株主資本	3,280,514
繰延税金資産	192,221	資本金	547,507
その他	103,443	資本剰余金	63,507
貸倒引当金	△ 10,427	利益剰余金	2,740,166
資産合計	6,589,349	自己株式	△ 70,666
		その他の包括利益累計額	135,264
		その他有価証券評価差額金	47,436
		為替換算調整勘定	87,828
		非支配株主持分	374,175
		純資産合計	3,789,955
		負債純資産合計	6,589,349

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		11,398,039
売上原価		3,914,721
売上総利益		7,483,318
販売費及び一般管理費		6,539,183
営業利益		944,134
営業外収益		
不動産賃貸料	58,147	
受取負担金	38,385	
補助金収入	10,408	
受取手数料	14,902	
関係会社事業損失引当金戻入額	1,700	
その他の	34,028	157,572
営業外費用		
支払利息	11,982	
不動産賃貸原価	55,694	
その他の	482	68,159
経常利益		1,033,547
特別損失		
固定資産除却損	1,749	
減損損失	215,336	
店舗閉鎖損失	16,350	233,435
税金等調整前当期純利益		800,111
法人税、住民税及び事業税	245,334	
法人税等調整額	△ 25,267	220,066
当期純利益		580,045
非支配株主に帰属する当期純利益		87,238
親会社株主に帰属する当期純利益		492,806

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	547,507	63,507	2,371,982	△ 70,666	2,912,330
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 124,622		△ 124,622
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			492,806		492,806
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	368,184	-	368,184
当 期 末 残 高	547,507	63,507	2,740,166	△ 70,666	3,280,514

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	31,009	64,033	95,043	264,432	3,271,806
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 124,622
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					492,806
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	16,426	23,794	40,221	109,743	149,964
当 期 変 動 額 合 計	16,426	23,794	40,221	109,743	518,148
当 期 末 残 高	47,436	87,828	135,264	374,175	3,789,955

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,659,892	流 動 負 債	1,030,012
現 金 及 び 預 金	1,090,704	買 掛 金	44,788
売 掛 金	206,572	1年以内返済予定の長期借入金	286,947
商 品	1,190,181	リ ー ス 債 務	82,890
貯 蔵 品	7,906	未 払 金	131,129
前 払 費 用	119,308	未 払 費 用	145,701
そ の 他	47,687	未 払 法 人 税 等	132,131
貸 倒 引 当 金	△ 2,468	未 払 消 費 税 等	114,980
固 定 資 産	2,938,321	預 り 金	57,303
有 形 固 定 資 産	1,569,383	前 受 収 益	9,190
建 物	882,385	契 約 負 債	13,912
構 築 物	84,840	資 産 除 去 債 務	7,500
機 械 及 び 装 置	2,713	そ の 他	3,537
車 両 運 搬 具	0	固 定 負 債	1,647,573
工 具 、 器 具 及 び 備 品	69,051	長 期 借 入 金	819,322
土 地	292,037	リ ー ス 債 務	152,824
リ ー ス 資 産	154,260	退 職 給 付 引 当 金	28,819
建 設 仮 勘 定	84,094	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	115,312
無 形 固 定 資 産	20,515	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	1,000
商 標 権	137	資 産 除 去 債 務	494,608
リ ー ス 資 産	1,697	長 期 未 払 金	15,805
そ の 他	18,680	そ の 他	19,881
投 資 そ の 他 の 資 産	1,348,422	負 債 合 計	2,677,586
投 資 有 価 証 券	224,700	【 純 資 産 の 部 】	
関 係 会 社 株 式	72,850	株 主 資 本	2,873,191
長 期 貸 付 金	54,235	資 本 金	547,507
長 期 前 払 費 用	65,601	資 本 剰 余 金	63,507
投 資 不 動 産	242,404	資 本 準 備 金	63,507
差 入 保 証 金	493,485	利 益 剰 余 金	2,332,843
繰 延 税 金 資 産	169,329	利 益 準 備 金	106,347
そ の 他	36,242	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,226,495
貸 倒 引 当 金	△ 10,427	繰 越 利 益 剰 余 金	2,226,495
資 産 合 計	5,598,214	自 己 株 式	△ 70,666
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	47,436
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	47,436
		純 資 産 合 計	2,920,628
		負 債 純 資 産 合 計	5,598,214

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
高 上 売 上 原 価			10,148,234
総 利 益			3,452,872
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,695,361
営 業 利 益			6,072,212
営 業 外 収 益			623,149
受 取 利 息	1,474		
受 取 配 当 金	3,791		
関係会社事業損失引当金戻入額	1,700		
不 動 産 賃 貸 料	58,147		
受 取 負 担 金	38,385		
補 助 金 収 入	10,408		
受 取 手 数 料	14,902		
そ の 他	24,266		153,077
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	11,906		
不 動 産 賃 貸 原 価	55,694		
そ の 他	73		67,675
経 常 利 益			708,550
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	1,674		
減 損 損 失	215,336		
店 舗 閉 鎖 損 失	16,350		233,361
税 引 前 当 期 純 利 益			475,189
法人税、住民税及び事業税	173,130		
法 人 税 等 調 整 額	△ 28,708		144,421
当 期 純 利 益			330,768

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	そ の 他		自 株	株 主 本 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	547,507	63,507	106,347	2,020,349	2,126,697	△70,666	2,667,046
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△ 124,622	△ 124,622		△ 124,622
当 期 純 利 益				330,768	330,768		330,768
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	206,145	206,145	-	206,145
当 期 末 残 高	547,507	63,507	106,347	2,226,495	2,332,843	△70,666	2,873,191

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	31,009	31,009	2,698,056
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△ 124,622
当 期 純 利 益			330,768
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	16,426	16,426	16,426
当 期 変 動 額 合 計	16,426	16,426	222,572
当 期 末 残 高	47,436	47,436	2,920,628

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月28日

株式会社ありがとうサービス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
高松事務所
指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ありがとうサービスの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ありがとうサービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年4月28日

株式会社ありがとうサービス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
高松事務所
指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 雅史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ありがとうサービスの2025年3月1日から2026年2月28日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備される体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月28日

株式会社ありがとうサービス 監査役会

常 勤 監 査 役	富 田 実 印
常 勤 監 査 役	仲 渡 雄 二 印
社 外 監 査 役	中 丁 卓 也 印
社 外 監 査 役	沙々木 睦 印

株 主 総 会 参 考 書 類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金135円 総額124,622,820円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年5月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	いもと まさ ゆき 井 本 雅 之 (1956年 1 月 6 日生) 再 任	2000年10月 当社 代表取締役社長 2023年 4 月 当社 代表取締役社長兼会長（現任）	24,600株
【取締役候補者とした理由】 井本雅之氏を取締役候補者とした理由は、創業者として長年にわたり強いリーダーシップで当社の経営を指揮してきた実績から、取締役の候補者といいたしました。			
2	たち ばな れい 立 花 玲 (1982年 2 月 17 日生) 再 任	2007年 4 月 当社入社 2020年12月 当社 リユース担当事業部長兼営業サポート室長 2021年 5 月 当社 取締役リユース担当事業部長兼営業サポート室長 2024年 3 月 当社 取締役リユース事業部HR担当（現任）	2,671株
【取締役候補者とした理由】 立花玲氏を取締役候補者とした理由は、入社以降、リユース事業を中心に当社の様々な部署で積まれたご経験をお持ちであることから、取締役の候補者といいたしました。			
3	し き ゆう いち 志 岐 雄 一 (1961年 9 月 29 日生) 再 任	2001年 4 月 当社 取締役管理本部長 2004年 4 月 当社 取締役退任 2006年 8 月 当社入社 財務・経理部長 2018年 5 月 当社 取締役管理本部長（現任） 2019年 4 月 ㈱小原ハム工房 監査役 2019年 8 月 ㈱醍醐 監査役	620株
【取締役候補者とした理由】 志岐雄一氏を取締役候補者とした理由は、入社以降、当社の財務・経理部門を長年にわたり管理されてきた実績から、取締役の候補者といいたしました。			
4	た な か よう すけ 田 中 庸 介 (1962年 5 月 30 日生) 再 任 社 外	1996年 4 月 弁護士登録 2008年 5 月 当社 社外監査役 2019年 9 月 弁護士法人田中法律事務所 代表社員（現任） 2022年 5 月 当社 社外取締役（現任）	-株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 田中庸介氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、同氏は弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見をお持ちです。当該知見を活かして特に法務関係について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 の 数
5	みやもとまさき 宮本昌樹 (1986年5月27日生) 再 任 社 外	2019年6月 ㈱温泉道場 取締役副社長執行役員（現任） 2020年6月 ㈱旅する温泉道場（現（株）Kii company） 代表取締役社長（現任） 2021年5月 当社 社外取締役（現任） 2023年4月 ㈱ONDOホールディングス 取締役副社長（現任）	300株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 宮本昌樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は温泉・宿泊業について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に当社の温泉宿泊施設の運営について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中庸介氏及び宮本昌樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田中庸介氏及び宮本昌樹氏は、現在、当社の社外取締役にありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって田中庸介氏が4年、宮本昌樹氏が5年となります。なお、田中庸介氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の訴訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、田中庸介氏及び宮本昌樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役冨田実氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
な ぎ ら ひ と し 柳 楽 仁 史 (1969年12月24日 生) 新 任 社 外	2009年 4月 ㈱船井総合研究所 執行役員 社長室長 2022年 7月 ㈱船井総研デジタル（現在は株式会社船井総合研究所と合併） 代表取締役 2024年 4月 ㈱船井総合研究所 取締役執行役員 ㈱プロシード（現在は株式会社船井総合研究所と合併） 代表取締役社長	-株
【社外監査役候補者とした理由】 柳楽仁史氏は、大手コンサルティング会社等で長年の経験を有しており、コーポレートガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。これらの知識・経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと考え、新たに社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柳楽仁史氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の訴訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は除く）。監査役候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本臨時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます大橋和也氏、長野正氏、辞任により退任されます監査役富田実氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規定に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

なお、金額の算定にあたり、当社では「役員退職慰労金規程」を定めており、この規程につきましては、会社法施行規則第82条第2項に基づき、当社本店に備え置いて株主の皆様の閲覧に供しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
おおはし かず や 大橋 和也	2018年5月 当社 取締役 2022年7月 当社 常務取締役（現任）
なが の ただし 長野 正	2024年5月 当社 取締役（現任）

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
とみ た みのる 富田 実	2006年5月 当社 常勤監査役（現任）

以 上

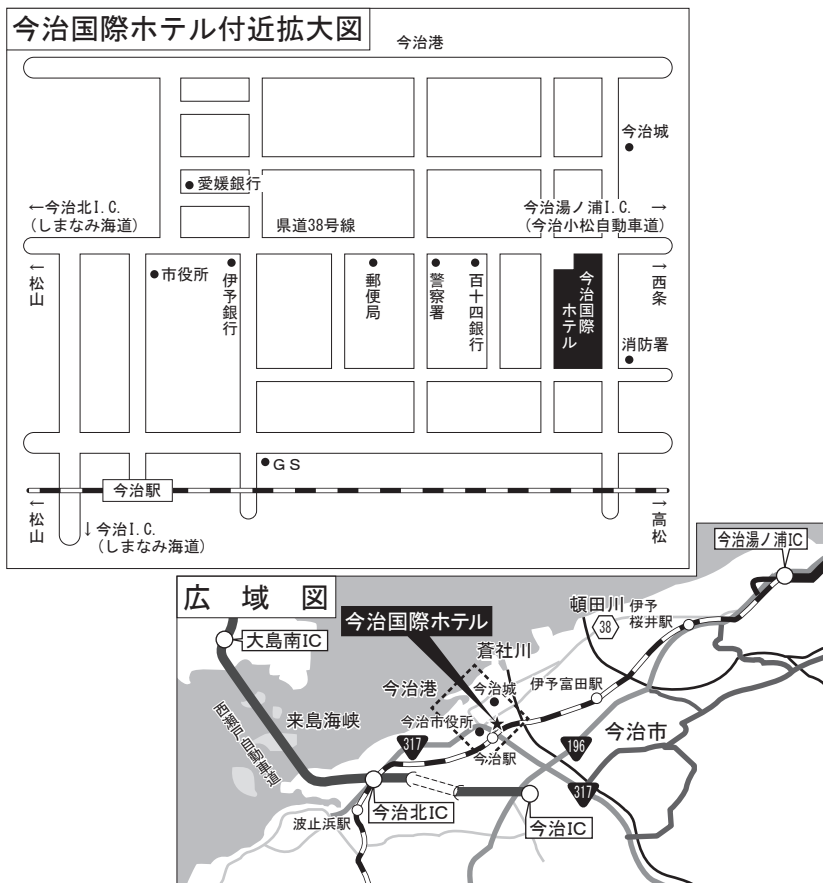
株主総会会場ご案内図

会 場 〒794-8522

愛媛県今治市旭町二丁目3番地4

今 治 国 際 ホ テ ル 2 階 真 珠 の 間

TEL 0898-36-1111



交通案内：〔電 車〕 J R 予讃線 今治駅から徒歩約10分

〔自動車〕 今治小松自動車道 今治湯ノ浦 I . C . から車で約20分

しまなみ海道（西瀬戸自動車道）今治 I . C . から車で約15分